

食べて応援しよう！



農業・農村の復興・再生に向けた 取組と動き

平成 28 年 8 月
**農林水産省
東北農政局**

I 震災からの復旧・復興

農業関係被害の概況（岩手県、宮城県、福島県）－被害額・被害面積－

- 3県の農林水産関係被害額は2兆円超
- 3県の農地の流失・冠水面積は約2万ha(うち約7割の1万4千haが宮城県)

3県の農林水産関係被害額 平成24(2012)年7月5日現在

	被害額計	農業関係	水産関係	林野関係
岩手県	6,633億円	688億円	5,649億円	296億円
宮城県	1兆2,952億円	5,505億円	6,896億円	551億円
福島県	3,814億円	2,395億円	924億円	495億円
合 計	2兆3,399億円	8,588億円	1兆3,469億円	1,342億円



3県の農地の流失・冠水面積

	流失・冠水等被害推定面積
岩手県	730 ha
宮城県	14,340 ha
福島県	5,460 ha
合 計	20,530 ha

資料：各県及び農林水産省のホームページ

資料：「農業・農村の復興マスターplan」
(平成23年8月)

経営再開支援事業



経営再開に向けた復旧作業に対する助成(3.5万円/10a)

「農業・農村の復興マスタープラン」(農林水産省決定、27年7月改正)に基づき農業・農村の復旧・復興を推進

担い手確保のためのプランづくり

農地の復旧・整備



● 被災農地の公園への活用等、公共用地として非農業的用途に供する場合には、関係機関と連携し適切に対応

原発事故への対応

- 多大な被害を受けた農業・農村の復興の観点から
- 検査体制の強化
 - 損害賠償への対応
 - 農地等における放射性物質の除去・低減技術の開発
 - 風評被害払拭対策
 - 避難指示区域等の営農再開支援
等について取り組む(必要な対策等について隨時追加)

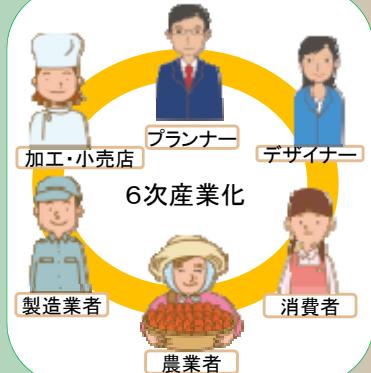
将来の農業・農村の担い手の確保



土地利用調整



高付加価値化の推進



高付加価値化

低コスト化

災害に強い地域としての再生

自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成

自然に根ざした豊かな生活基盤の形成

生産関連施設の整備及び営農指導等



経営の多角化

新たな食料供給基地へ

農業・農村の復旧・復興関連施策の概観

—施策・事業の大まかな体系—

農地の復旧・整備(生産基盤)

農地・農業用施設災害復旧事業

直轄特定災害復旧事業等

直轄災害関連区画整理事業等

東日本大震災復興交付金

・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（C-1事業）
農地の復旧と大区画化

復興整備計画による土地利用再編の特例

農地法の特例

生産施設・付加価値(営農・技術)

東日本大震災農業生産対策交付金

営農再開のための施設の復旧、営農資材や農業用機械の導入

東日本大震災復興交付金

・被災地域農業復興総合支援事業（C-4事業）
農業用機械、営農施設の整備等

先端プロ(食料生産地域再生のための先端技術展開事業)

高収益・低コスト化

コミュニティの再生

被災農家経営再開支援事業

復旧作業を共同で行う農業者に対する支援金の交付(営農再開までの間の所得確保)

担い手確保のためのプランづくり

人・農地プランの作成

地域の話し合いにより、農業経営の再開、人と農地の問題解決

農地の大区画化・土地利用調整

生産関連施設の整備及び営農指導等

将来の農業・農村の担い手の確保

農地中間管理機構

6次産業化支援策

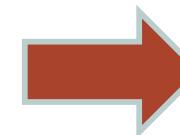
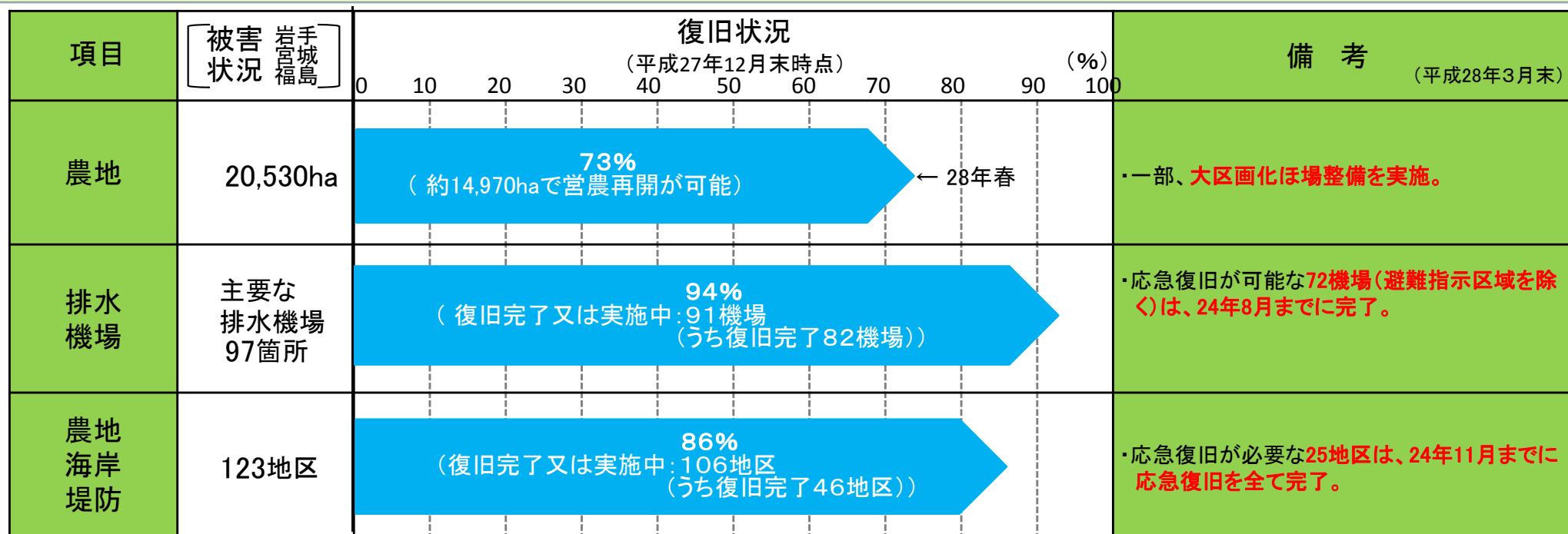
人・農地プランの推進

新規就農者・経営継承対策

日本型直接支払

農地等の復旧・整備 一進捗状況一

- 岩手・宮城・福島の津波被災農地の7割以上(14,940ha)が、平成28年春までに営農再開が可能な状態に復旧一部、大区画ほ場整備を実施
- 被災した3県の主要な排水機場については、28年6月末までに9割以上で本格復旧を実施中
- 被災した3県の農地海岸堤防については28年6月末までに8割以上で本格復旧を実施中



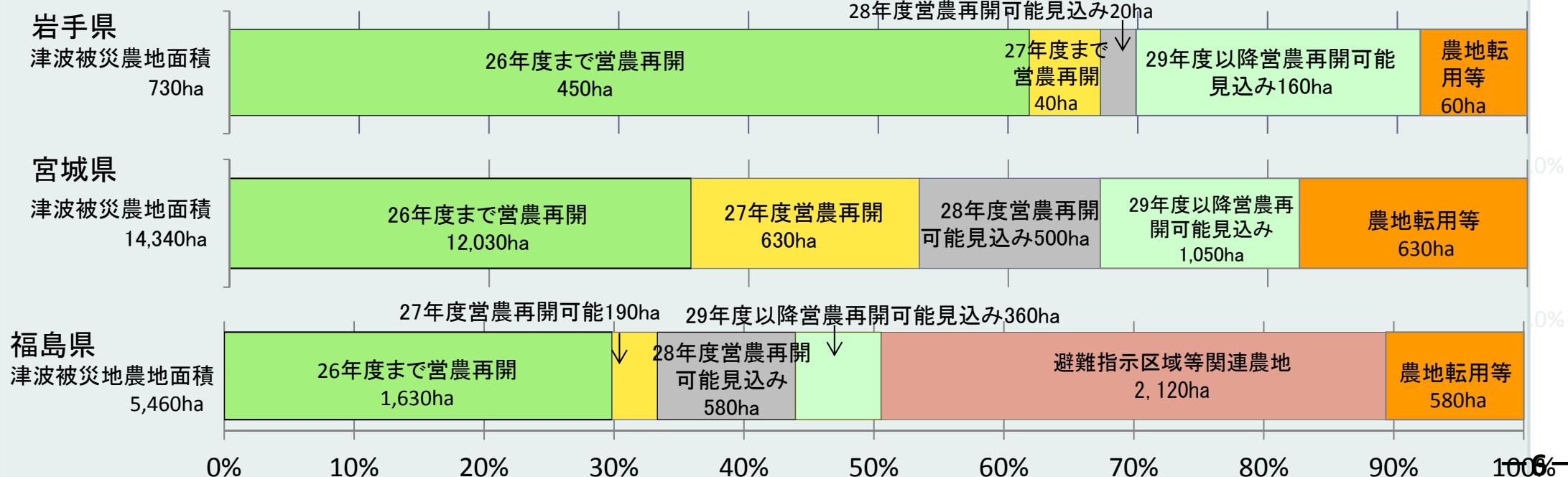
農地の復旧・整備 一県別・年度別にみた復旧・整備の推移と見通し

○ 岩手・宮城・福島の津波被災農地の73%（14,970ha）が、平成28年春までに営農再開が可能な状態に復旧予定。一部地区では大区画のほ場整備を実施

	26年度 まで累計	27 年度	28 年度	29年度 以降	小計	避難指示 区域	復旧対象 農地合計	転用 (見込み含む)	計
岩手県	450	40	20	160	670	0	670	60	730 ha
宮城県	12,030	630	500	550	13,710	0	13,710	630	14,340 ha
福島県	1,630	190	580	360	2,760	2,120	4,880	580	5,460 ha
計	14,110	860	1,100	1,070	17,140	2,120	19,260	1,270	20,530 ha
比率(対全体)	69%	4%	5%	5%	84%	10%	94%	6%	100%
比率(対小計)	82%	5%	6%	6%	100%				

* 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※「農業・農村の復興マスター・プラン」(農林水産省決定、27年7月改正)をもとに作成



農地のがれき撤去から営農再開までの流れ

津波による浸水のあった農地ではがれきを方付けてから多くの農地で除塩事業を実施。

被災直後の農地

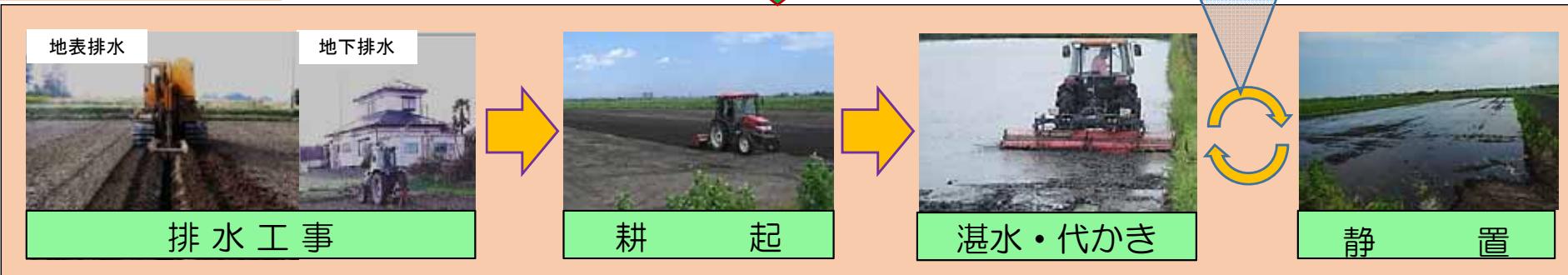


復旧後の農地

○農地の除塩

津波被災農地は塩分を含んで
いるところが多く、除塩を実施

塩分濃度が0.1%以下に
なるまで繰り返し

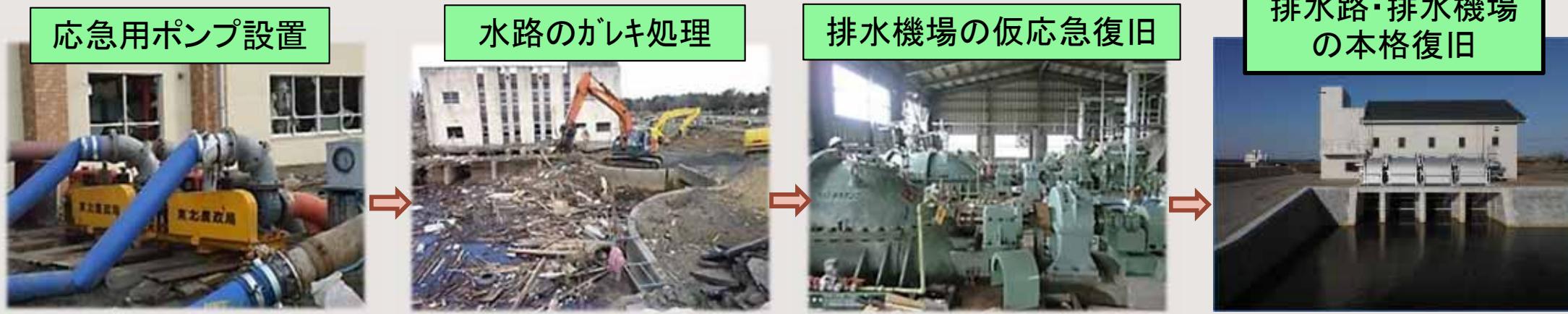


農地の復旧・整備(生産基盤)

農地の復旧・整備 一排水機場・農地海岸堤防一

- 沿岸部では、津波により海岸堤防が破壊
- ほとんどの排水機場の機能が停止し、地盤沈下による影響も加わり、地域の排水機能が大きく低下
- 二次災害防止の観点から、排水機場の仮応急復旧や応急仮堤防の設置等を行い、本格復旧工事を実施中

【排水機場の復旧の流れ】



【農地海岸堤防の復旧の流れ】



農地の復旧・整備 事業実施地区 一東北管内の国直轄災害復旧事業地区一

※国直轄事業とは、国自らが実施する事業のこと

地震災地区

津波災地区

(完)は事業完了した事業地区

福島第一原子力発電所

20km圏
30km圏

名取川地区 排水機場の復旧



0 25 50 100 km

直轄災害復旧事業 地区分事業一覧

	番号	地区名	県名	災害内容	事業費(億円)
津波被災地区	①	定川	宮城県	排水機場 排水路等	28
	②	仙台東 (施設復旧)	宮城県	排水機場 排水路等	321
		仙台東 (農地復旧)	宮城県	農地復旧	173
		仙台東 (除塩)	宮城県	除塩	7
		仙台東 (区画整理)	宮城県	区画整理	316
		小計			817
地震被災地区	③	名取川	宮城県	排水機場 排水路等	155
	④	亘理山元	宮城県	排水機場 排水路等	123
	⑤	亘理山元 (農地海岸)	宮城県	堤防工 防潮水門等	163
	⑥	南相馬			152
		計			1,438
	①	迫川上流・荒砥沢ダム (再度災害復旧)	宮城県	流入工 排泥工	136
地盤被災地区	②	迫川上流	宮城県	用水機場 幹線水路	2
	③	河南	宮城県	排水機場 用水路	5
	④	白河矢吹	福島県	羽鳥ダム(堤体) 付帯施設	33
	⑤	阿武隈上流	福島県	西郷ダム(堤体) 付帯施設	6
	⑥	請戸川	福島県	大柿ダム(堤体) 幹・支線用水路	74
		計			256

注:事業費は四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しないものがある

農地等の復旧・整備 事業実施地区の例 一国直轄災害復旧事業「仙台東地区」（23年度～）

○津波被害にあった約1,800haの農地全てにおいて、営農再開が可能。

○甚大な被害があった排水施設（排水機場等）を復旧。4つの基幹的な排水機場は地盤沈下（平均50cm）による排水機能の低下を考慮し、被災前の約2倍の排水能力を確保（排水機場の規模：被災前19m³/秒→復旧後37m³/秒）

農地復旧

農地被災状況



復旧完了



排水路



復旧後



堆積土撤去



宮農再開



津波範囲

H23年度 復旧区域 500ha

H24年度 復旧区域 900ha

H25年度 復旧区域 280ha

H26年度 復旧区域 120ha

復旧が完了した排水機場



高砂南部排水機場



大堀排水機場



二郷堀排水機場

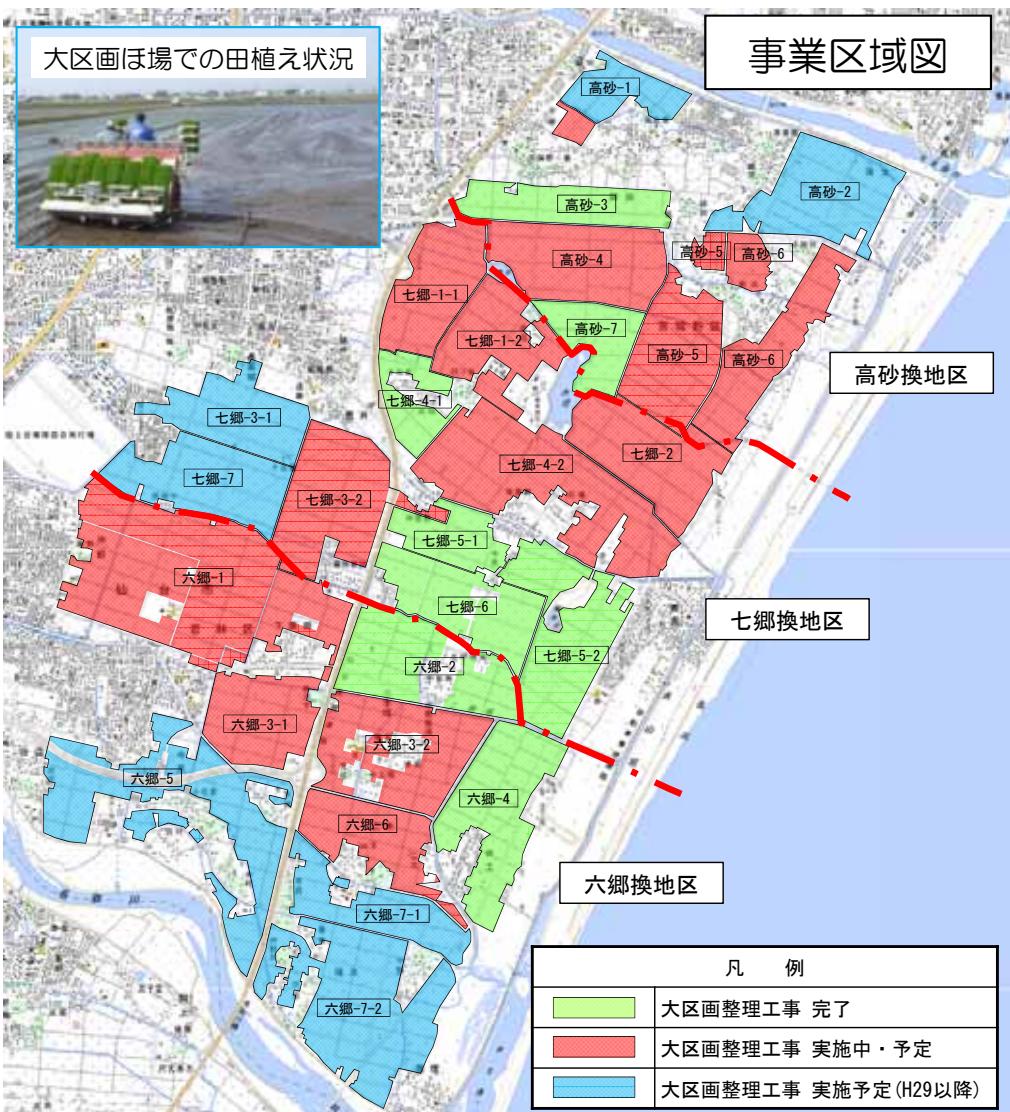


藤塚排水機場

農地の復旧・整備(生産基盤)

「仙台東地区」ほ場整備事業概要と農地整備状況

- 地区内を27の用水ブロックに区切り、工事計画案及び換地計画原案を確定したうえで、順次、工事を実施
- 平成28年春までに工事が完了した約400ヘクタールで、大区画ほ場での営農を開始
- 平成28年度は、約1,030ヘクタールで大区画化工事を実施



○事業概要

地区面積 : 2,244ha(農地、道路・水路含む)

主要工事 区画整理 : 1,978ha

末端用水路 : 157km、揚水機: 12ヶ所

末端排水路 : 135km、暗渠排水 : 1,593ha

工期(予定) : 平成24年度～平成32年度
(平成27年10月20日時点)

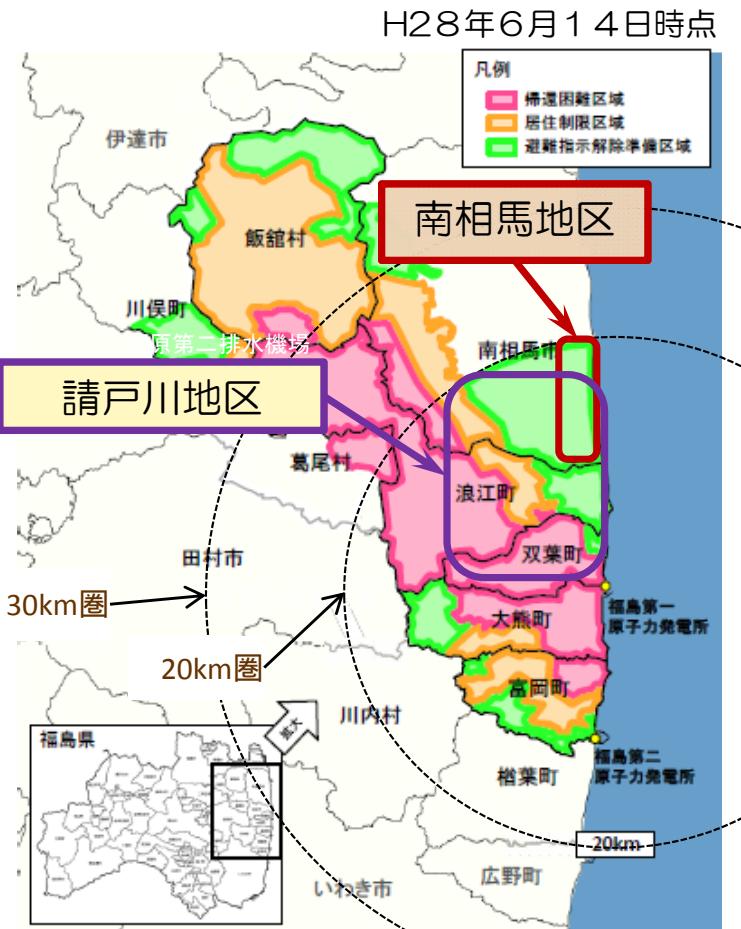
・換地区毎に、次のような整備を行う。

換地区別	〈現況の整備状況〉	〈計画(整備方針)〉
高砂換地区	30a区画、パイプライン	→ 90a区画化(畦畔除去)
七郷換地区	30a区画、開水路	→ 90a区画化(畦畔除去)、パイプライン化
六郷換地区	10a区画、土水路	→ 1ha区画化、パイプライン化

・六郷換地区的整備イメージ図



農地等の復旧・整備 事業実施地区の例 一福島県内の国直轄災害復旧事業一

避難指示区域の概念図

○南相馬地区

- 自治体からの申請により、排水機場の復旧を国が代行で復旧
- H25年4月から着手。排水機場7ヶ所、排水路3路線を復旧

損壊した排水機場



復旧が完了した排水機場



○請戸川地区

- 請戸川地区(南相馬市、浪江町、双葉町)の営農再開に向けて、農業用水を安定的に供給するため、ダム・用水路・頭首工を復旧
- H26年4月から着手。ダム1基、用水路6路線を復旧



大柿ダム



幹線用水路



小屋木用水路

・・・請戸川地区の進め方・・・
福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に即して、避難指示区域の見直し等に応じた段階的な復旧を進める予定

生産施設の整備・高付加価値化の取組支援 –「農業生産対策交付金」（23～28年度）–

- 営農の復旧・再開を主目的に、生産・営農施設の復旧、農業機械の導入、営農用資機材の購入等を支援
 <事業名称>東日本大震災農業生産対策交付金(略称「農業生産対策交付金」)

【予算額 23年度:341億円 24年度:29億円 25年度:104億円 26年度:75億円 27年度:51億円 28年度:33億円】

23～27年度取組状況

整備事業

- 乾燥調製施設 206件、2,831百万円
- 集出荷貯蔵施設 61件、2,367百万円
- 生産技術高度化施設 24件、3,179百万円
- 農産物処理加工施設 15件、620百万円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 71件、595百万円
- 畜産物共同利用施設 45件、2,904百万円
- その他 95件、1,022百万円

推進事業

- リース方式による農業機械等の導入 165件、1,040百万円
- 肥料、農薬、ハウス資材等の農業用資機材の共同調達 275件、1,860百万円
- 放射性物質の吸収抑制対策 226件、4,641百万円
- 農業生産工程管理（GAP）の導入 30件、2,457百万円
- 自給飼料生産・調製再生支援 120件、1,406百万円
- 家畜改良体制再構築支援 42件、80百万円
- その他 158件、2,072百万円

東北管内(28年6月30日現在) 1,533件、約271億円

整備事業 517件、約135億円 推進事業 1,016件、約136億円

23年度	整備事業	224件、約18億円	推進事業	314件、約30億円
24年度	"	192件、約56億円	"	140件、約14億円
25年度	"	43件、約23億円	"	230件、約45億円
26年度	"	31件、約14億円	"	179件、約28億円
27年度	"	27件、約24億円	"	153件、約19億円

注:24, 25, 26, 27年度の取組状況は過年度からの繰越し分を含む

(参考)28年度交付決定状況

東北管内(28年6月30日現在) 72件、約17億円

[整備事業 10件、約9億円 推進事業 62件、約8億円]

注:前年度からの繰越し分を含む

南三陸町復興組合「華」（宮城県南三陸町） —若手のきく生産者4戸で結成—

南三陸町復興組合「華」は、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた若手のきく生産者4戸（うち認定農業者2戸）で結成された。構成農家は、きく生産に特化していたが、燃油高騰に対応するためストックを栽培するなど、新たな品種の栽培にも取り組んでいる。



農業生産法人みちさき（宮城県仙台市） —津波被災農地での大規模養液栽培の開始—

農業生産法人みちさきは、平成24年7月に設立。仙台市内の津波被災農地に、大規模養液栽培施設4棟(2.8ha)を整備し、25年7月からサラダほうれんそうの生産・出荷を開始、12月からトマト、いちごの出荷を開始した。



広田半島営農組合（岩手県陸前高田市） —地元産食材を使った手づくり工房再興—

広田半島営農組合は、平成21年12月に設立。津波による農業機械の流失等により、営農の継続が懸念されたが、地域農業の担い手として復旧水田の営農を継続している。地元産食材を活用した6次化の取組を再開するため、「手作り工房めぐ海」を再建し、加工販売にも力を入れている。



仙台イーストカントリー（宮城県仙台市） —25年に農家レストランをオープン—

仙台イーストカントリーは、平成20年1月に設立。津波により大きく被災したが、復旧農地で水稻を中心に作付再開。24年度には仙台市の「農と食のフロンティア推進特区」第1号に認定を受け、米を中心とした6次産業化に積極的に取り組みを開始した。

25年5月には農家レストランをオープン



生産施設の整備・高付加価値化 関連施策の例 －「復興交付金」（23年度～）－

- 被災市町村が策定した復興交付金事業計画に基づく、①乾燥調製施設や施設園芸用ハウス等の農業用施設の整備、②トラクターや田植機等の農業用機械の導入を総合的に支援

＜事業名称＞ 東日本大震災復興交付金(略称「復興交付金」)のうち、被災地域農業復興総合支援事業(C-4事業)(復興庁計上)

宮城県仙台市

復興交付金
～活用事例～

○仙台市は、津波被災を受けた仙台東地区(六郷、七郷、高砂地区)で営農再開(約1200ha)に必要な田植機、トラクター、コンバイン、育苗ハウス等を整備し、被災地の10営農組織へ貸与。

田植機38台、コンバイン33台、トラクター34台、レーザーレベル13台、大豆コンバイン18台、畑トラクタ23台、機械格納庫28庫、乾燥調整施設1基

被災前は、個々の農業者が農業機械を所有

仙台市

農業機械等貸与

営農組織



貸与された機械

福島県飯舘村

復興交付金
～活用事例～

○ほぼ全域が居住制限区域である飯舘村では、パイプハウス等を避難先での営農再開に活用しているが、帰村が可能になった際には飯舘村に移設し、村の農業復興に役立てる予定。

<福島市>

7戸 ハウス34棟
トラクター3台

<喜多方市>

1戸 ハウス2棟、
トラクター1台

<中島村>

1戸 ハウス型牛舎
2棟

<栃木県那須塩原市>

1戸 ハウス7棟

<相馬市>

2戸 トラクター 2台

<南相馬市>

1戸 ハウス6棟

<田村市>

1戸 ハウス1棟
トラクター1台
コンバイン1台

<二本松市>

1戸 ハウス4棟



福島市に建設された園芸用パイプハウス

南相馬市で栽培されているストック

東北最大のいちご産地である亘理町と山元町は、栽培面積(96ha)の95%が津波により被災

◆平成23年 早期営農再開への取組により
11月中旬から出荷開始
被災前の約2割の面積でいちご栽培を再開

◆平成24年 本格的な産地復興への取組
◇被災前の約3割の栽培面積に回復
◇復興交付金で「いちご団地」整備を開始
・用地造成、栽培用施設(約40ha)等の建設

◆平成26年 団地入植全農家が大規模園芸施設で営農再開
◇被災前の約7割の栽培面積に回復
◇25年11月に「いちご選果場」が完成し、利用を開始

◆平成27年産のいちご生産は、被災前の栽培面積の約7割、出荷量は約8割となった



高収益・低コスト化 関連施策例 —「先端プロ」(23年度～28年度) —

○ 先端技術を用い被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業を育成

○ 平成23年度からは宮城県内で、25年度からは岩手・福島県内において研究を開始

<事業名称>食料生産地域再生のための先端技術展開事業(略称「先端プロ」)

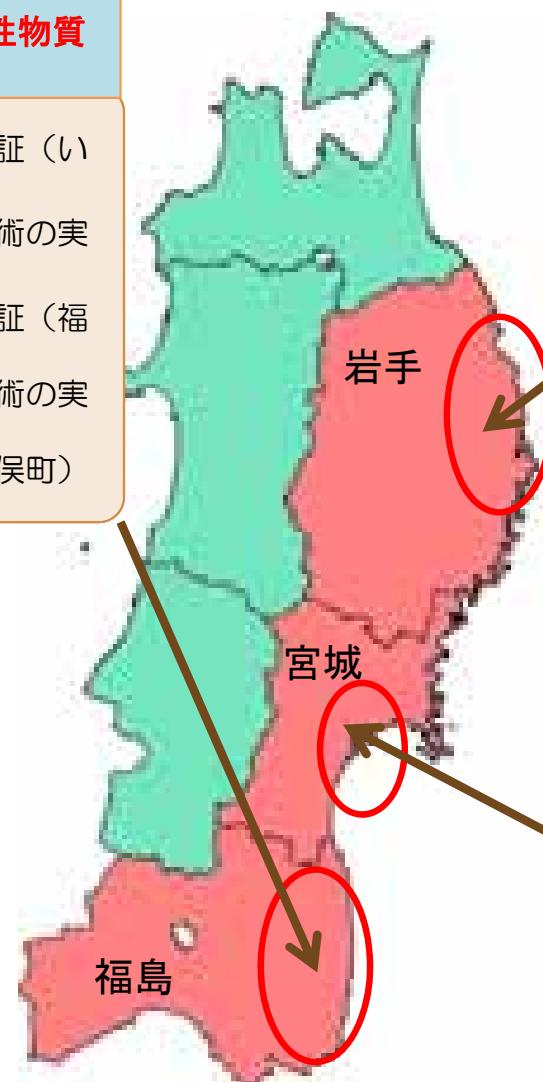
【23年度:4.3億円、24年度:7.6億円、25年度:24億円、26年度:24億円、27年度:18.5億円、28年度:12.6億円(復興庁計上)】

◆ 福島県内での実証研究 ~放射性物質からの早期営農再開の支援~

- 周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証(いわき市、南相馬市、新地町)
- 野菜栽培による農業経営を可能とする生産技術の実証(南相馬市)
- 持続的な果樹経営を可能とする生産技術の実証(福島市、伊達市)
- 持続的な畜産経営を可能とする生産・管理技術の実証(福島市)
- エネルギー・資源循環型営農技術の実証(川俣町)



上)トルコギキョウ大規模水耕栽培施設
 中)野菜苗生産施設
 下)果樹の早期成園化技術実証



◆ 岩手県内での実証研究 ~中山間、冷涼気候地域における高付加価値型営農技術の支援~

- 中小区画土地利用型営農技術の実証(陸前高田市、大船渡市、大槌町)
- 中山間地域における施設園芸技術の実証(陸前高田市)
- ブランド化を促進する果樹・野菜の生産・加工技術の実証(陸前高田市、大槌町)



左) 低アミロース米等高付加価値米を利用した加工品
 右) 中山間立地に適用性の高い木骨ハウス

◆ 宮城県内での実証研究 ~低コスト大規模営農技術を核とした経営力向上による復興促進支援~

- 土地利用型営農技術の実証(名取市)
- 大規模施設園芸技術の実証(山元町)
- 露地園芸技術の実証(岩沼市、名取市)
- 果樹生産・利用技術の実証(山元町、亘理町)
- 生体調節機能成分を活用した野菜生産技術の実証(山元町ほか)
- 高品質な果実等を提供する流通技術の実証(亘理町ほか)
- 被災地における農産物加工技術の実証(山元町ほか)
- 農村地域における未利用エネルギー利活用実証(岩沼市)
- 減災・防災システムの開発・実証(七ヶ浜町ほか)

参考

「先端プロ」における実証研究テーマ例 一土地利用型営農技術一

- コスト競争力のある水田農業の展開のため、各種先端技術を組み合わせて導入することにより、低成本大規模水田農業（高能率・安定多収）を実証
- 復興に伴う圃場区画や経営規模の拡大に対応

大型機械を利用した低成本水田輪作体系の実証

- (1) 高能率・安定多収を実現する低成本稻-麦-大豆水田輪作技術の実証
- (2) 高能率な鉄コーティング水稻湛水直播技術の実証
- (3) 大区画水田における圃場作業支援技術の実証



スタブルカルチによる高速耕耘



グレーンドリルによる播種



カルチパッカによる鎮圧



鉄コーティング種子の無人ヘリ散播



鉄コーティング種子の高能率点播



- 稲-麦-大豆2年3作水田輪作
- 深耕+整地播種体系の高速化技術
- 作目切り替えの迅速化技術
- プラウ耕乾田直播
- 総合的雑草管理技術
- 鉄コーティング水稻湛水直播技術
- 省力的除草体系
- 地下水位制御システムの導入
- GPSレベラーを用いた大区画圃場の均平化技術
- GPSを用いた農業機械の運転支援技術
- 農作業ロボットの活用

参考

「先端プロ」における実証研究テーマ例 一大規模施設園芸技術一

- 大型園芸施設において、イチゴ、トマトを対象に、各種新技術を組み合わせた生産技術実証
- 被災地の園芸産地復興及び高収益型農業を確立

1 イチゴ養液栽培システムの構築と周年生産性の大幅向上技術の実証

- イチゴの低成本高設栽培システムと環境に優しい培養液管理技術
- イチゴの局所温度管理による収量・品質の安定化技術
- 夏秋栽培における生産安定化技術
- イチゴの病害虫総合管理(IPM)



低成本高設ベンチシステムと高度な培養液管理



天敵利用によるハダニの防除



UV-B照射による病害抵抗性の誘導(ウドンコ病等)

イチゴのIPM技術

2 トマト等の高収益周年生産システムの実証

- 低段栽培用の良苗生産技術
- 低成本栽培システムと高品質生産技術
- 低段栽培の周年高品質多収のための環境制御
- 低段栽培の病害虫総合管理(IPM)の実証



トマト低段栽培(3段摘心)



各種LED光源



光質を利用した花房形成制御
と高品質苗の生産

生産施設の整備・高付加価値化 関連施策例 －6次産業化関連の支援策－

参考

被災地域における六次産業化・地産地消法に基づく事業計画例

加工・直売

株式会社 舞台ファーム（宮城県仙台市）
【H24年5月認定】

自社ブランドの確立とボランタリーチェーン展開による販路拡大事業



◆認定事業の概要

自社生産及び施設栽培ネットワークを構築し仕入れた野菜を使用したカット野菜及び無洗化野菜を製造し、販売については、新たなチェーンオペレーション体制（ボランタリーチェーン）の構築に取り組むことで、ブランド化を確立し事業強化を図る。

加工・直売

株式会社 アマタケ（岩手県大船渡市）
【H24年5月認定】

南部どり（鶏肉）の少子高齢化に対応した商品開発及び販売多角化事業



◆認定事業の概要

少子高齢化に伴い消費者ニーズに対応した鶏肉の小包装（250g、300g）及び加工食品（トマト煮等）を開発し、既存の取引先であるスーパー以外に、インターネット及びカタログ販売による販路拡大に取組む。

加工・直売

ふくしま農家の夢ワイン株式会社
(福島県二本松市)【H25年3月認定】

地域資源を活用した東和地ワインプロジェクト事業



◆認定事業の概要

地区で生産したりんご及びぶどうでワインを製造し、地元の農家民宿や直売所への販売を足掛かりに、首都圏や福島県物産館等を通じた販路の拡大により、所得の向上と地域の活性化を図る。

加工

農業生産法人株式会社 GRA（宮城県山元町）
【H25年6月認定】

イチゴを活用したスパークリングワイン、リキュールなどの地域特産創出事業



◆認定事業の概要

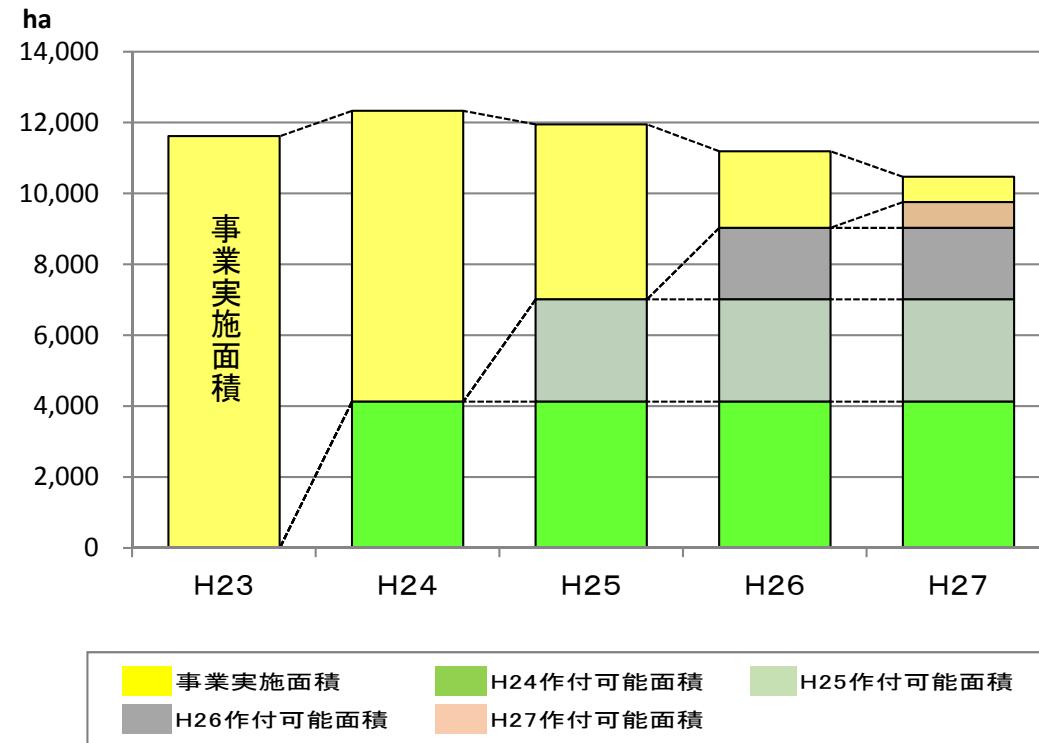
自社生産のイチゴを利用したスパークリングワイン及びリキュールを製造し、百貨店等への販路開拓を行うことにより、農業経営の改善を図る。

コミュニティ(地域・担い手)

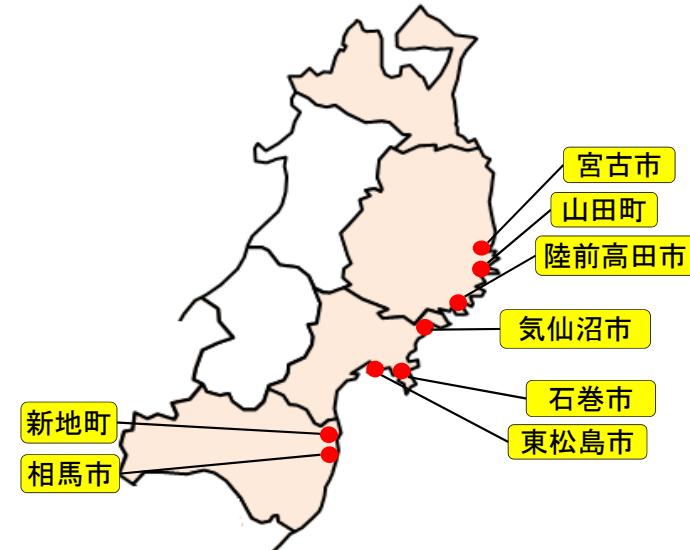
コミュニティ・担い手の確保等 関連施策例 —「被災農家経営再開支援事業」(23~27年度)

- がれき拾いや除草等の復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合を通じて経営再開支援金を支払い、地域農業の再生と早期の経営再開を図る(支援単価:水田作物 3.5万円/10a)。
- 26年度までに約1万2千haにおいて本事業が実施され、27年度は約700haの被災農地を対象に8市町において本事業が実施された。【予算額 23年度:733億円、24年度:48億円、25年度:21億円、26年度:8.5億円、27年度:4.2億円】

事業実施面積及び作付可能面積



事業実施市町村(27年度)



	H23	H24	H25	H26	H27
実施市町村数	28	26	注: 19	13	8
うち新規取組	28	3	0	0	0
年度内に終了	5	4	6	—	—
復興組合数	96	72	46	30	15

注:避難区域及び作付制限区域については、23~24年度までに約6千haにおいて本事業を実施。
25年度からは福島県営農再開支援事業により営農再開に向けた取組を実施している。

注:24年度までに本事業を実施した福島県南相馬市、川内村、広野町については、25年度からは福島県営農再開支援事業を実施。

参考

被災農家経営再開支援事業の活用事例（宮城県亘理町）

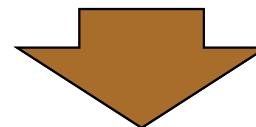
農地の湛水やハウスの倒壊



震災翌日のイチゴ栽培のビニールハウス



海水に浸水した水田



事業を活用した復旧作業等の実施



イチゴ栽培のビニールハウスからがれきを運び出す組合員



組合員による水田のがれき撤去



営農再開

営農再開したイチゴ栽培のビニールハウスの様子。
(亘理町吉田地区)営農再開した農地で収穫されたイチゴの販売の様子。
おいしい、と大変好評でした。伊達なわたり
まるごとフェア
(H25年3月開催)H25年度に営農再開した水田の様子。
(亘理町荒浜地区)

コミュニティ(地域・担い手)

- 農業経営の再開と地域農業の復興を図るため、集落や地域における農業者の徹底した話しを通じて、今後、地域の中心となる経営体と将来の農地利用のあり方や農地中間管理機構の活用方針、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成・見直し。

被災3県における「人・農地プラン」作成状況（平成28年3月末現在）

県名	市町村数	プラン作成予定 市町村（地域数）	プラン未作成 市町村	プラン作成済 市町村 (地域数)
岩手県	33	33 (441)	0	33 (438)
宮城県	35	33 (172)	0	33 (167)
福島県	59	51 (337)	3	48 (278)
3県計	127	117 (950)	3	114 (883)
東北計	227	217 (2,209)	3	214 (2,141)

【岩手県】



【宮城県】



【福島県】



凡例：前回（H27.6月末時点）までにプラン作成済（106/127）■ 今回新たにプラン作成（8/127）■ プラン作成予定（3/127）■ 計（117/127）■
(作成済みの地域が1地域でもある場合に市町村全域を着色。)

○の市町村は、プラン作成対象市町村 [管内39市町村：うち32市町村がプラン作成済み]

復興推進計画関連 一食料供給基地の実現に資する食料供給等施設整備に係る特例一

市町村による
復興推進計画
の作成

市町村が計画に食
料供給等施設整
備事業を記載

内閣総理大臣
の認定

- 食料供給等施設
整備計画を策定
- 整備計画につい
て知事の同意

【特例内容】
他に代替する土地がないこと等
に配慮しつつ、優良農地であつ
ても転用を許可

作成事例

復興推進計画(食料供給等施設整備に係る特例)は、宮城県石巻市(食料供給体制強化特区)が作成しました

【計画概要】

①認定日:平成24年3月23日

②内 容:石巻市北上地区にカントリーエレベーターを整備するため、農地法の特例措置を講じる

復興整備計画関連 一復興整備計画における土地利用再編の特例（手続の簡素化）一



農用地区域・市街化調整区域内等の農地を住宅地として開発する場合

復興整備協議会で、ワンストップで合意形成し、個別の許可手續なしで
迅速に事業実施（その際、既存の土地利用計画の変更手續は不要）

復興整備協議会(※1)で協議
農林水産大臣・知事の同意

計画の
公表

- 農地転用許可みなし
(農用地区域内農地であって
も、農業の健全な発展に支障
がない等の条件を満たせば転
用可能とする)
- 開発許可みなし(※2)



迅速な事業実施
の実現

※1 許認可権者である県等を含む関係主体で構成

※2 市街化調整区域での開発行為であっても、復興のために必要な場合には開発可能とする

参考

復興整備協議会の活用による農林水産大臣及び県知事が同意した復興整備事業の実績

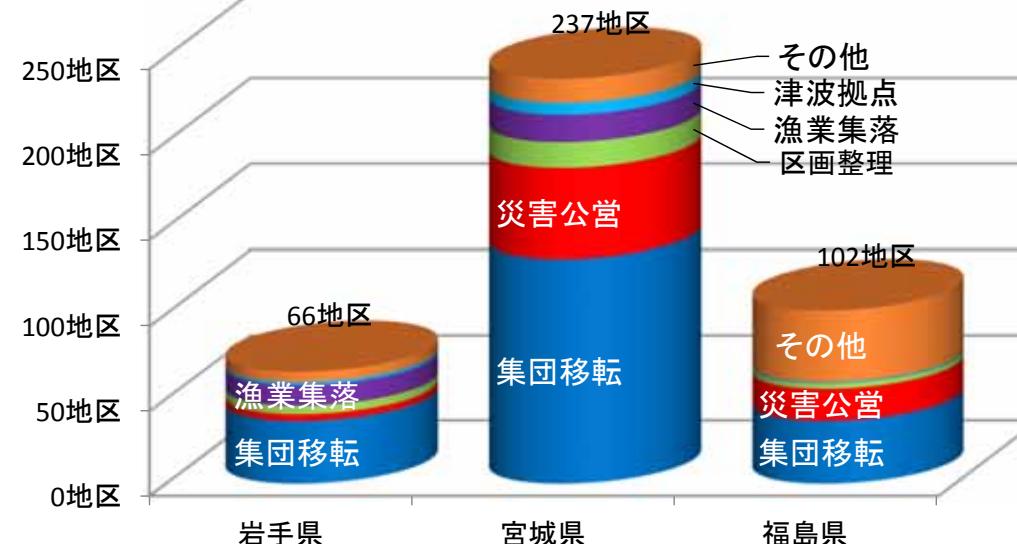
土地利用再編を含む復興整備事業の地区数

(平成28年6月末)

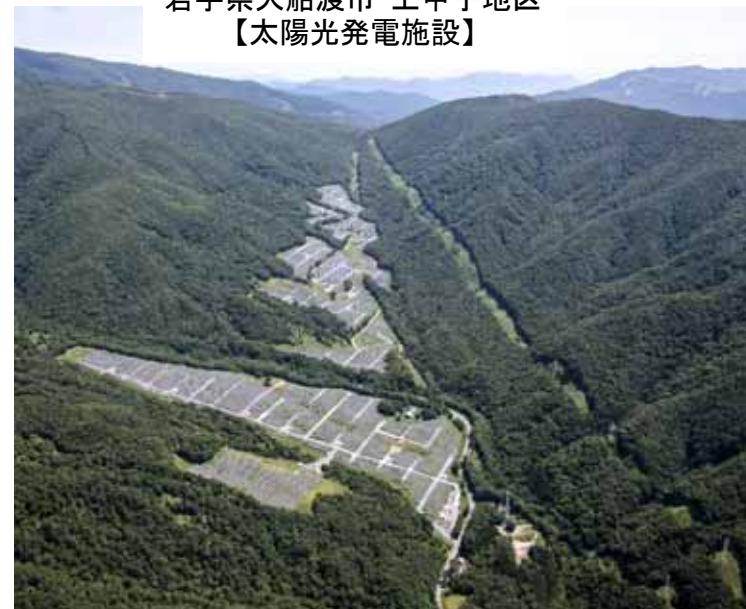
(単位:地区)

復興整備事業名	岩手県 (9市町村)	宮城県 (13市町)	福島県 (11市町村)	合計
集団移転促進事業	37	132	37	206
災害公営住宅整備事業	4	53	19	76
土地区画整理事業	5	15	3	23
漁業集落防災機能強化事業	12	16	0	28
津波復興拠点整備事業	2	7	1	10
その他の復興事業	6	14	42	62
合計	66	237	102	405

※本表は、復興整備協議会で農林水産大臣及び各県知事が農地転用に同意した復興整備事業の地区数



土地利用再編した土地の活用事例

岩手県大船渡市 上甲子地区
【太陽光発電施設】宮城県南三陸町 西戸地区
【住宅団地】福島県楢葉町 中満地区
【診療所】

参考

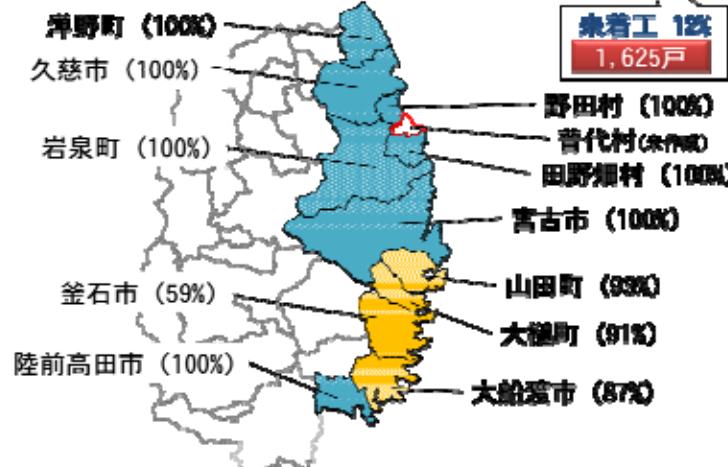
住まいの復興の進捗（「住まいの復興工程表〔復興庁・平成28年5月20日公表〕」を参考に推計）

岩手県



○計画戸数 13,634戸
民間宅地等用宅地
7,863戸
災害公営住宅
5,771戸

※計画戸数の40%で土地
利用再編の特例を適用

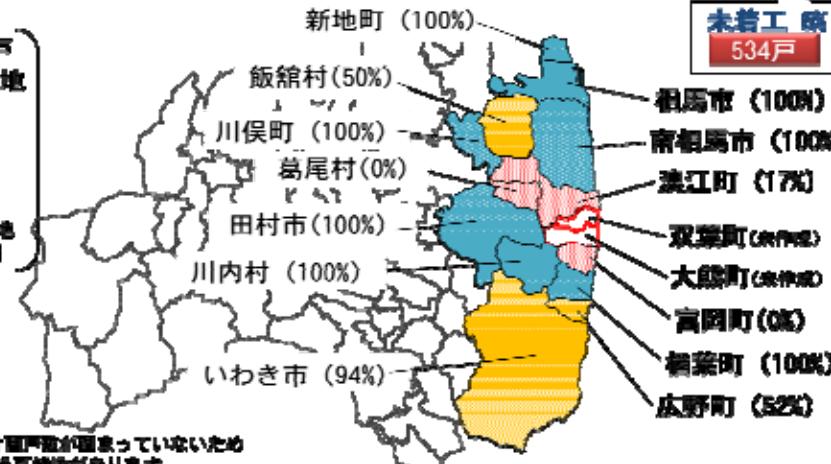


福島県



○計画戸数 9,754戸
民間宅地等用宅地
1,969戸
災害公営住宅
7,885戸

※計画戸数の32%で土地
利用再編の特例を適用



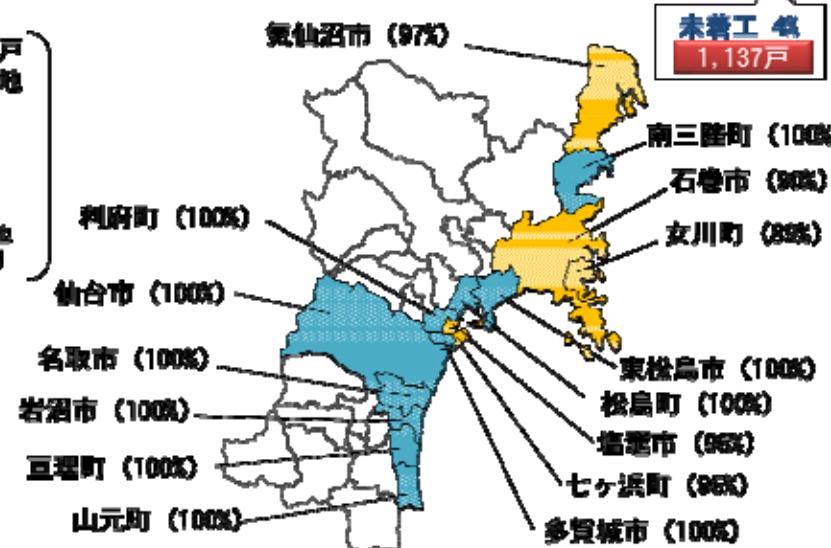
※2 原子力災害の被災者が計画戸数が残っていないため
今後 保護が大きく変わると可能性があります

宮城県



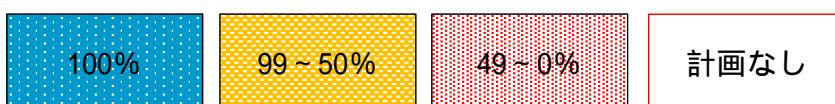
○計画戸数 25,547戸
民間宅地等用宅地
9,728戸
災害公営住宅
15,919戸

※計画戸数の47%で土地
利用再編の特例を適用



(平成28年3月末時点)

津波災害や原子力災害の
あつた市町村の進捗率 $\left(\frac{\text{供給中} + \text{工事中}}{\text{計画戸数}} \times 100 \right)$ を色分け



復興特区(復興交付金)

- 復興交付金は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域をいち早く復旧・復興するための基幹事業と自由度の高い効果促進事業により復興を支援
- 基金による執行の弾力化を図るとともに全額国費負担で復興を支援

・基幹事業(農林水産省は9事業)

復興地域づくりに必要なハード事業等

・効果促進事業(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

基幹事業に関連するハード・ソフト事業

【農林水産省の基幹事業】

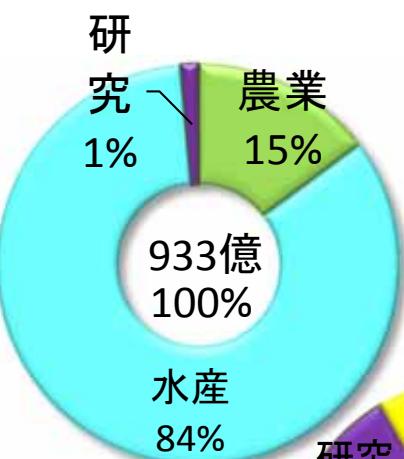
- | | |
|-----|------------------------------|
| C-1 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 |
| C-2 | 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 |
| C-3 | 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 |
| C-4 | 被災地域農業復興総合支援事業 |
| C-5 | 漁業集落防災機能強化事業(漁業集落復興効果促進事業含む) |
| C-6 | 漁港施設機能強化事業 |
| C-7 | 水産業共同利用施設復興整備事業 |
| C-8 | 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業 |
| C-9 | 木質バイオマス施設等緊急整備事業 |

—復興交付金の配分状況（第1回～第14回配分）—

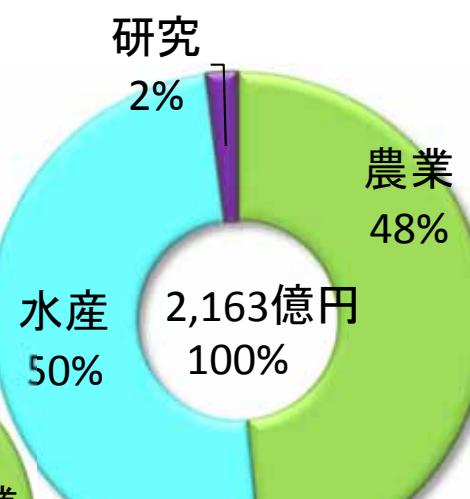
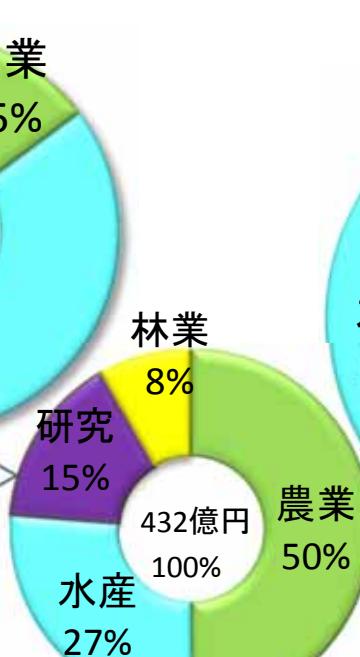
【県別配分額(事業費、国費)】<福島県> (単位:億円)

区分	全 体 額		
	①	農林水産省 関係分 ②	構成比 ②÷①
岩手県	9,133 (7,355)	1,229 (933)	13% (13%)
宮城县	21,006 (16,909)	2,679 (2,163)	13% (13%)
福島県	4,275 (3,390)	598 (432)	14% (13%)
合計	34,414 (27,654)	4,506 (3,527)	13% (13%)

【農林水産省関係配分額(国費)の県別・分野別割合】



<岩手県>



<宮城県>

上段は事業費、()書きは、国費である。 端数処理の関係により合計が一致しない所がある。

資料:平成28年2月29日現在東北農政局集計

II 東電福島原発事故による影響への対応

農業分野における放射性物質関連対策の概要

農産物の安全確保

▶ 28年産米の作付等

- ・ 基準値を超えない米のみを出荷するため「28年産米の作付等に関する方針」を策定（平成28年2月29日公表）
- ・ 「農地保全・試験栽培」「作付再開準備」「全量生産出荷管理」の各区域における全量管理・全袋検査の効果を担保するため、原子力災害対策本部長が福島県知事に対し28年産米の出荷制限指示を発出（平成28年3月25日）

▶ 放射性セシウムの低減対策

- ・ 米：カリ施肥による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施
- ・ 果樹・茶：粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等の徹底を指導

▶ 農産物の放射性セシウム濃度の検査

- ・ 検査に必要な機器を無償貸与により支援
- ・ 27年度農産物の放射性セシウム濃度の検査においては、平成28年3月31日現在、米で2点、大豆で2点、そばで1点、山菜類で51点の計56点で基準値超過
- ・ 28年産の放射性セシウム検査については、麦は6月中旬から、そばは7月下旬から、米は8月下旬から検査を開始。大豆は10月中旬から検査を開始。



ベルトコンベア式検査機による米の全袋検査



果樹の樹体洗浄の様子



米の作付制限区域の試験圃

農地等の除染・汚染物質対策

▶ 農地の除染技術の開発・実証(福島県)

- ・ 福島県飯館村、川俣町にて、農地除染技術を工事レベルで実証
- ・ 除染した農地で、除染効果確認のため水稻及び野菜類を作付
- ・ 水路について、福島県からの要請を受け、除染対象となるよう環境省との協議を進めた結果、除染対象として明確化(24年12月)。ため池等農業水利施設の汚染の実態調査・分析を踏まえて技術マニュアルを策定(27年3月)

▶ 牧草地の移行低減対策

- ・ 反転耕等により、利用自粛となっている牧草地の移行低減対策を実施



表土削り取りの様子



プラウによる反転耕の様子

廃棄物の保管・処理

▶ 汚染稻わら、たい肥等の保管・処理

- ・ 中間処理・最終処分までの間、汚染稻わら等の一時保管を推進

関連対策

▶ 避難区域等における営農再開支援

- ・ 除染終了後から営農再開までの農地の保全管理、鳥獣被害対策、営農再開に向けた作付実証等を支援（福島県営農再開支援事業）

▶ 放射性物質の吸収抑制対策

- ・ 加里質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援（東日本大震災農業生産対策交付金、福島県営農再開支援事業）

賠償金の円滑な支払に向けた東京電力への働きかけ

▶ 原発事故連絡会議

被災地産食品の利用・販売の推進

▶ 「食べて応援しよう！」

▶ 福島県産農産物のブランド力回復等にかかる支援

▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行

米の安全確保 一作付制限、放射性物質吸収抑制対策及び収穫後の検査一

- 除染、カリ施肥等による吸収抑制対策とともに、きめ細かい検査により、基準値を超過する米が流通しないよう取組
- 28年産米の作付制限等については、27年産以降の「米の作付等に関する方針」に基づき設定(平成28年2月29日)
- 福島県内の関係市町村の意向を踏まえ確定した避難指示区域等における28年産米の「作付制限」、「農地保全・試験栽培」と「全量生産出荷管理」の対象地域を公表(平成28年2月29日)

28年産米の作付に関する方針

避難指示区域の取扱い

対象地域

○ 帰還困難区域
(作付制限)

○ 居住制限区域
(作付制限又は作付再開準備)

○ 避難指示解除準備区域
(作付制限、作付再開準備分又は全量生産出荷管理)

作付制限

立入が制限されており、作付・営農は不可。
〔※ 市町村の管理の下での試験栽培は可能(収穫物は原則廃棄)〕

農地保全・試験栽培

営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
〔※ 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。〕

作付再開準備

管理計画を作成し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
〔※ 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行ふことも可能。
他方、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理等を行うことも可能。〕

避難指示区域以外の地域の取扱い

対象地域

○ 27年産の作付再開準備の地域

○ 27年産米の全量生産出荷管理の地域
○ 27年産米で50 Bq/kg超のあった地域

○ その他の地域

28年産の取扱い

1. 全量生産出荷管理

管理計画を策定し、飯米・縁故米を含む全ての米で吸収抑制対策等を実施、もれなく検査(全量管理、全袋検査)し、順次出荷。
〔※ 住民帰還の状況や実証栽培の結果に応じて、作付再開準備を行うことも可能。〕

2. 全戸生産出荷管理

農家ごとに、吸収抑制対策等を実施し、検査(全戸検査)した後に出荷。

福島県の場合

農家リストを作成し、検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行うことで、順次出荷が可能。
〔全戸生産出荷管理の地域では、農家ごとに吸収抑制対策等を実施。〕

3. 地域単位で抽出検査

旧市町村又は市町村ごとに抽出検査を行った後に出荷。

作付制限区域

立入が制限されており、作付・営農が不可。

農地保全・試験栽培

営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

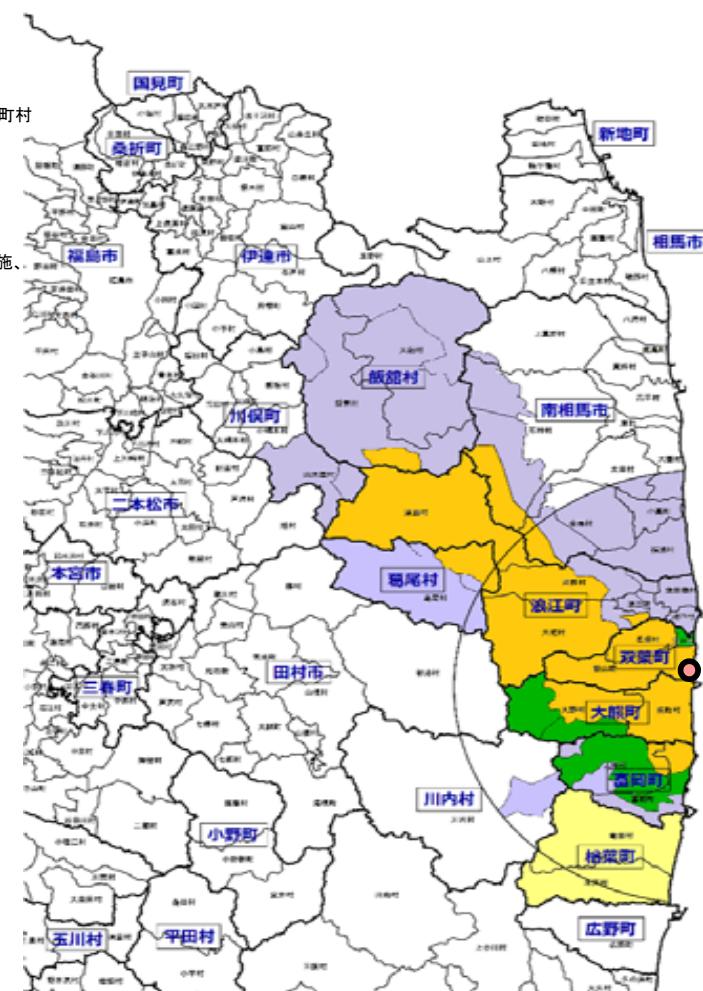
管理計画を作成し、作付再開に向けた実証栽培を実施。

全量生産出荷管理

管理計画を作成し、全ての圃場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷

● 福島第一原子力発電所

H28年産米の作付制限等の対象地域



米の放射性セシウム検査



果樹の安全確保 ー放射性物質の低減対策、放射性物質検査ー

- 放射性物質の低減対策(粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等)を徹底するとともに、GAPの導入、出荷前の放射性セシウム濃度の検査に応じた出荷制限や収穫後の検査により、安全性を確保

放射性物質の低減対策の取組

果樹の樹体粗皮削りと高圧洗浄等



粗皮削り



高圧洗浄

果樹については、樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により、樹体表面の放射性セシウムを除去。

福島あんぽ柿の产地再生の取組(27年度出荷量 約907t)



加工再開モデル地区



全量検査



23年度の対策
除染
①樹体洗浄
②強剪定(樹高切り下げ)

24年度の対策(加工自粛)
1原材料の汚染状態把握
①全戸の原料柿を検査
②樹体内の移行確認
③強剪定の効果確認
④干し場の除染方法の検討
2非破壊検査機器を活用した検査の予備検討

25年度の対策(出荷量 約 200t)
1安全な原料柿の確保
加工再開モデル地区の設定のため全戸幼果検査を実施
2非破壊検査機器による製品の全量検査(機器の開発、機器の導入)
3農業生産工程管理(GAP)の導入
4販売再開のPR、取引先への产地の取組周知

26年度の対策(出荷量 約 500t)
1安全な原料柿の確保
25年度モデル地区以外の地区的幼果検査を実施
2非破壊検査機器による製品の全量検査(機器の追加導入)
3農業生産工程管理(GAP)の高度化
4販売再開のPR、取引先への产地の取組周知

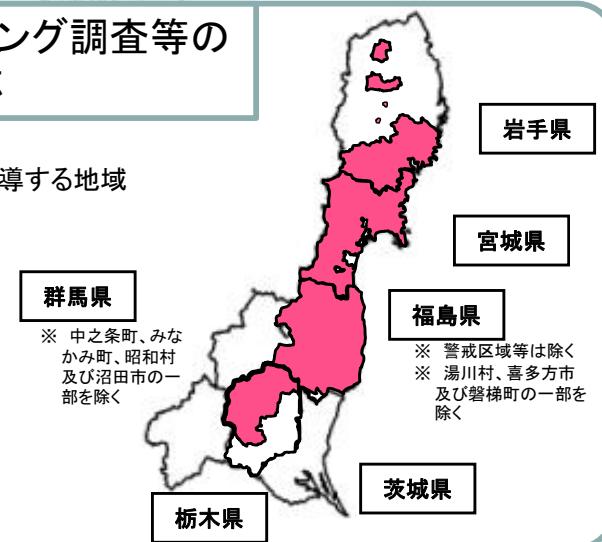
27年度の対策(出荷量 約907t)
1取組実施地区の拡大
福島市を追加
2安全な原料柿の確保
幼果期検査を実施し、モデル地区及び出荷可能な場を設定
3原料柿の移動
原料柿の購入・あんぽ柿への加工を条件付きで認める
4 26年度対策2~4の継続実施

畜産物の安全確保

- 食品の新基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50Bq/kg)を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂し、これに合わせた飼養管理(暫定許容値以下の飼料の給与等)、牧草への移行低減対策(除染)の推進、牧草等のモニタリング調査、代替飼料確保の支援等を確実に実施
- 岩手、宮城、福島の3県では、約3万2千haの草地で移行低減対策が必要となる中、反転耕を基本として平成26年度末までに約2万5千haの作業を実施し、急傾斜地や石礫の多い牧草地についても実施を検討中

23~24年のモニタリング調査等の結果を踏まえた対応

- 利用可能な地域
 利用を自粛し、除染を指導する地域



汚染濃度や草地の状況に応じた移行低減対策の推進

- ・ 牧草地の移行低減対策を反転耕等により推進
- ・ 急傾斜地用の無線トラクターや石礫処理のためのストーンクラッシャーも活用
- ・ 除染後に生産された牧草の汚染状況を確認のうえ、牧草の利用自粛を解除



家畜の飼養管理等の指導

- 飼料の新暫定許容値以下の牧草等を給与するなどの適切な飼養管理の徹底



放射性物質検査の体制（平成25年度～）※

○ 牛肉

- 3県(岩手、宮城、福島)では、出荷に当たり全頭・全戸検査を実施

○ 乳

- 3県(岩手、宮城、福島)では、2週間に1回以上検査を実施

※「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
(平成25年3月19日 原子力災害対策本部)による

農地の除染技術の開発・実証

- 農林水産省では、現地ほ場での実証試験を踏まえ、土壤中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壤の除染技術の適用の考え方を提示(23年9月14日)、環境省の「除染関係ガイドライン(第2版)」に内容が反映(平成25年5月2日)
 - 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壤の除染技術の手引き(24年3月2日)や、工事実施レベルでの実証を踏まえた施工方法、施工上の留意点や施工管理方法等を示した「農地除染対策の技術書」を公表(24年8月31日)
- 実証では、表土削り取りにより土壤の放射性セシウム濃度が8~9割減少するなどの効果を確認

土壤の放射性セシウム濃度別適用技術

土壤の放射性セシウム濃度	適用する主な技術
~ 5,000 (Bq / kg)	反転耕、移行低減栽培(※1)
5,000 ~ 10,000 (Bq / kg)	表土の削り取り、反転耕、水による土壤攪拌・除去
10,000 ~ 25,000 (Bq / kg)	表土削り取り
25,000 (Bq / kg)~	表土削り取り (5cm以上の厚さで削り取り(※2))

反転耕(畑、水田)



移行低減栽培



1 作物による土壤中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウムや吸着資材を施用する栽培方法。



基本的な削り取り

2 ただし、高線量下での作業技術の検討が必要。(土ぼこりの飛散防止のために固化剤を使用)



水による土壤攪拌・除去



固化剤を用いた削り取り

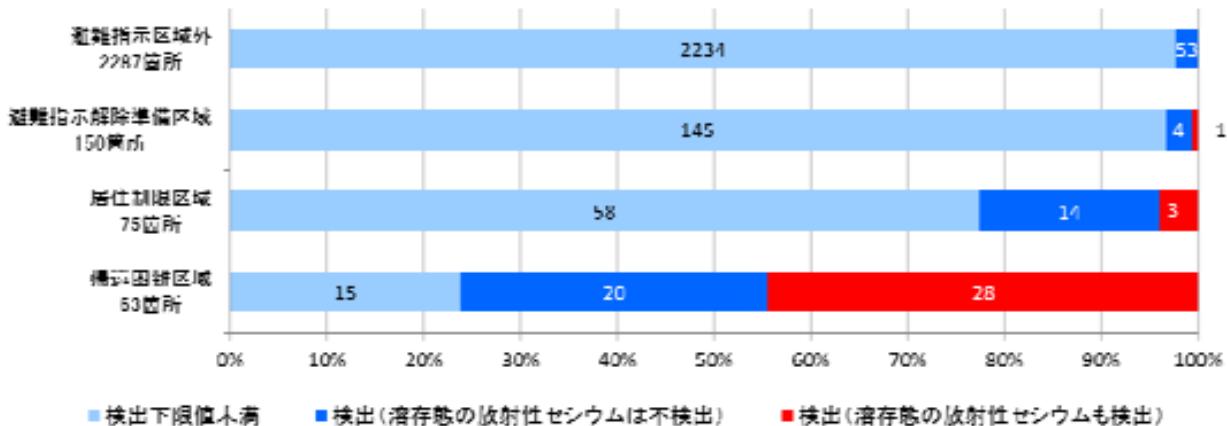


芝・牧草のはぎ取り

ため池等の農業水利施設の放射性物質関連対策

- ため池の放射性物質対策を効果的かつ効率的に実施するため、ため池の放射性物質対策技術マニュアルを策定(27年3月)。
- 放射性物質モニタリング調査の継続、請戸川地区内の放射性物質対策の実施
- 福島再生加速化交付金を活用し放射性物質の汚染拡散防止対策を実施。

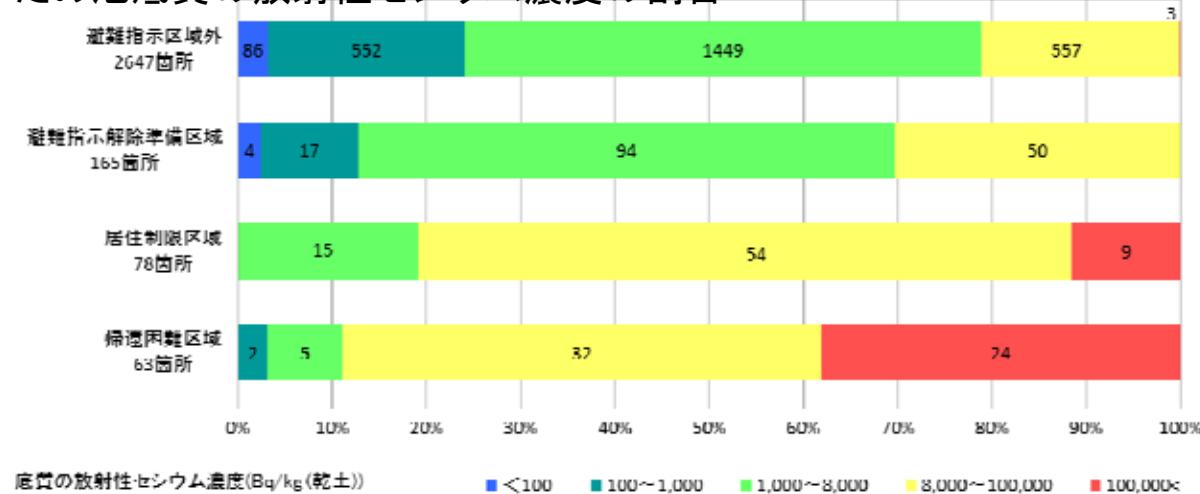
ため池貯留水中の放射性セシウムの検出状況の割合



例：放射性物質の汚染拡散防止対策



ため池底質の放射性セシウム濃度の割合



○底泥から高い濃度の放射性物質が検出されたため池の底泥を除去し、放射性物質の拡散等を防止。

調査対象：ため池2,956箇所(避難指示区域外2,635箇所(福島県実施)、避難指示区域内321箇所(東北農政局実施))、基幹的農業用水路等23箇所(東北農政局実施)

原子力損害賠償関係 一賠償金の円滑な支払に向けた東京電力への働きかけ

- 農林水産省では、被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を25年6月までに12回開催するなど、東京電力に対して中間指針等に基づく賠償金の早期支払いを求めてきたところ。
- 東北6県の農業関係支払状況は、28年4月30日までに把握できた、請求約3,287億円に対し、支払3,106億円(支払率約94%)

※ 28年4月30日現在、農業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。この金額には「しいたけ」が含まれている。

中間指針(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、
 - ①政府による指示等
 - ②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの
 - ③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの
 に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

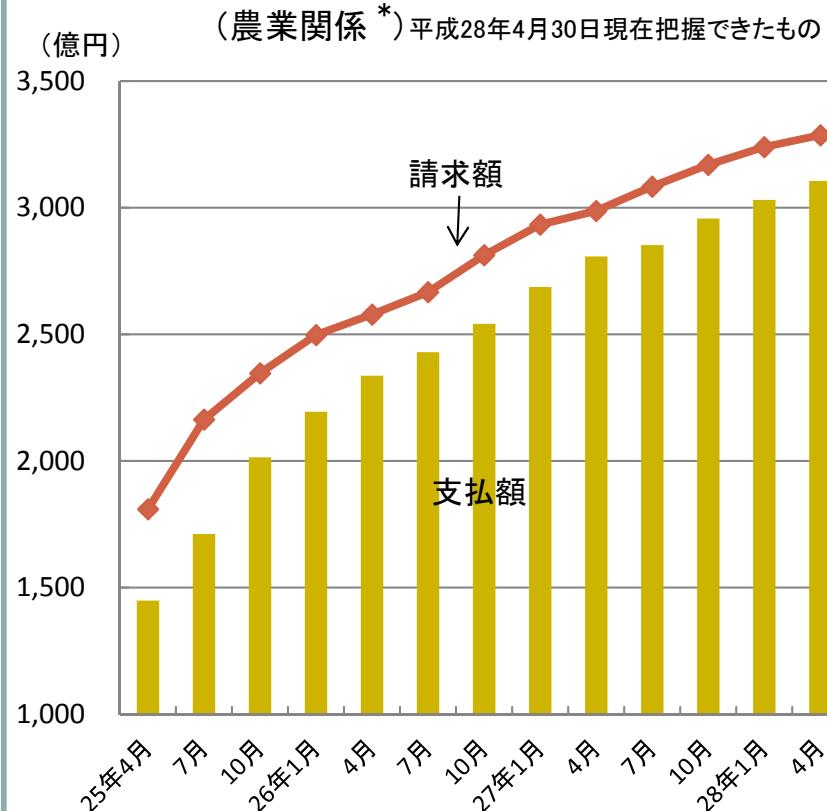
- 農林漁業
 - ①【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城
 - ②【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京
 - ③【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(ただし、広島はしいたけのみ)
 - ④【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(ただし、岩手、宮城、群馬は、牛乳・乳製品のみ)
 - ⑤【牛肉(セシウムに汚染された牛関連)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根
- ※上記以外で新たに汚染された稻わらの流通・使用による牛肉価格下落等が確認された場合、同様の扱い。
- ⑥【水産物(食用・飼料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城
- ⑦【花】福島、茨城、栃木
- ⑧【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木
- ⑨【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉
- ⑩【その他の農林水産物】福島
- ⑪【農林水産物の加工品・食品】
主たる事務所または工場が福島県に所在。 主たる原材料が上記の产品であるもの 等
- 農産物加工・食品製造業 ○ 農林水産物・食品の流通業 ○ 輸出

※1 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められ得る。

※2 出荷制限指示等に係る損害、いわゆる風評被害(青字以外)については、中間指針(平成23年8月5日)で記載。

※3 いわゆる風評被害(青字部分)については、中間指針第三次追補(平成25年1月30日)で追加。

東北管内における請求額・支払額の推移



参考

農畜林産物の放射性セシウムの検査結果の概要

- 東北6県における農畜林産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果は以下のとおり。
- 基準値超過品目のうち、きのこ・山菜類の割合がH27年度91%、H28年度100%と大宗を占める。

平成24年4月以降の農畜林産物の放射性セシウム検査結果(東北6県分) (平成24年4月1日～28年5月31日)

品目	24年度 超過割合	25年度 超過割合	26年度 超過割合	27年度			28年度			28年度基準値超過品目
				超過割合	検査点数	基準値超 過点数	超過割合	検査点数	基準値超 過点数	
米	0.0008%	0.0003%	0%	0.00002%	10,507,467	2	0%	42	0	
麦	0%	0%	0%	0%	218	0	0%	1	0	
豆類	0.3%	0.9%	0.09%	0.1%	2,399	2	0%	114	0	
野菜類	0.04%	0%	0%	0%	6,951	0	0%	965	0	
果実類	0.3%	0%	0%	0%	2,007	0	0%	39	0	
茶	11.1%	0%	0%	—	—	—	—	—	—	
その他地域特產物	0.8%	0%	0%	0.3%	399	1	—	—	—	
原乳	0%	0%	0%	0%	866	0	0%	143	0	
肉・卵 (野生鳥獸肉除 <)	0.003%	0%	0%	0%	110,040	0	0%	15,654	0	
きのこ・山菜類	10.7%	3.6%	1.2%	1.2%	4,333	51	0.2%	2,125	4	野生山菜類
計	0.004%	0.002%	0.0005%	0.0005%	10,634,680	56	0.02%	19,083	4	

※注1 原子力災害対策本部の検査計画に基づき各県が実施した検査結果について、厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき作成。

注2 米の検査点数には、福島県が独自に行った全量・全袋検査(24年度1,031万件、25年度1,100万件、26年度1,103万件、27年度1,048万件)及び宮城県の一部地域での全袋検査(24年度2万7百件、25年度3万37百件)を含む。

宮農再開関連対策

避難指示区域等の宮農再開に向けての支援 一施策・事業の大まかな体系一

- 環境省の実施する農地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施
- 農地除染の進捗や農業者の帰還の度合いに応じ、市町村や農業者の意向を確認しながら宮農再開に向けての条件整備を支援

農 地
除 染

農業者等
の意向確
認

宮農再開に
向けた計画
作り
(ビジョン等)

避難指示
の解除

避難農家
の帰還

農地・農業施設の復旧

- ・復興組合による農地の保全管理
- ・担い手育成

- ため池底質放射性物質対策
- 農地の大区画化
- 土地の利用調整

生産施設や農機具整備

- ・帰還農業者の宮農支援

- 農業機械の整備
- 農業生産関連施設の整備
- 園芸ハウスの整備
- 植物工場の整備
- 畜舎、家畜等の整備導入

生産技術の振興

- ・新たな経営モデルの構築

- 試験・実証栽培
- モデル作物の導入
- 花きなど非食用作物の導入

環境・安全対策

- ・風評対策(リスクコミュニケーション,消費拡大)
- ・出荷制限解除

- 風評対策
- 汚染状況の把握
- 作物への放射性物質移行低減
- 鳥獣害対策

東日本大震災復興交付金、福島県宮農再開支援事業、福島再生加速化交付金など

本格的な宮農再開

宮農再開に向けた被災農家への支援施策① ー 福島県宮農再開支援事業 ー

- 福島原発事故の影響により生産の断念を余儀なくされた避難区域等では宮農再開に向けた環境が整っておらず、農家の帰還や宮農再開のためにも、農地の除染と併せて、安心して宮農ができる環境づくりが必要
- このため、福島県に基金を造成することにより、宮農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援(福島県宮農再開支援事業:24年度補正予算232億円(復興庁計上))

福島県内

避難指示区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成32年度末までに農地面積の6割の宮農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から宮農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援



○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援



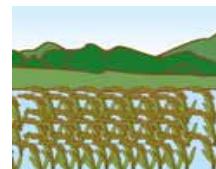
○ 放れ畜対策

放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援

第2段階

○ 宮農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 水稲の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



避難指示区域等の宮農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

※その他特認事業を措置
(12事業)

営農再開に向けた被災農家への支援施策② － 福島再生加速化交付金(帰還環境整備)－

- 農林水産業再開のための環境整備は、原子力災害被災地の復興・再生に不可欠
- このため、12市町村等の農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施する等、農林水産業の再開に向けた環境整備を行う。

◎ 営農再開に向けた環境整備

- 1 農山村地域復興基盤総合整備事業（※）
- 2 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業
- 3 農業基盤整備促進事業、
- 4 被災地域農業復興総合支援事業

＜※ 農山村地域復興基盤総合整備事業の対象事業＞

- ①復興基盤総合整備事業、②農地整備事業、③水利施設整備事業、④農地防災事業、⑤広域農業用水適正管理対策事業、⑥農業水利施設等保全再生事業（農業用排水施設の放射性物質対策を実施し、再汚染の防止、被ばく線量を低減）、⑦営農再開支援水利施設等保全事業、⑧農業集落排水事業、⑨中山間地域総合整備事業、⑩草地畜産基盤整備事業、⑪畜産環境総合整備事業、⑫森林整備事業、⑬復興整備実施計画。



【ほ場整備のイメージ】

5 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備する。



【農林水産関係試験研究機関】

6 木質バイオマス施設等緊急整備事業

木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源活用を推進する。



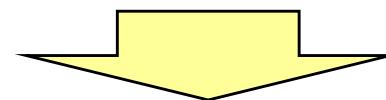
【木質バイオマス関連施設整備】

食べて応援しよう — 福島県産品等の消費拡大に向けて —

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月)
- 食品産業団体、都道府県、大学等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月)
- 東北農政局では、福島県産品の販売斡旋や、福島県産米のPRを行うイベントを合同庁舎食堂で開催。(25年12月、27年1月、28年1月)



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品(被災地産食品)を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：**1,547件**
 うち被災地産食品販売フェア等：**1,225件**
 社内食堂等での食材利用：**218件**
 (23年4月～28年3月までの間)



仙台合同庁舎B棟食堂で開催したふくしま食べて応援しよう「食事会」(28年1月)

福島県産の桃の販売斡旋
(28年7月)

- 南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約2,500haで米の作付が本格的に再開。その他の地域でも米や花き、野菜の出荷制限解除に向けた実証栽培等が行われ、営農再開に向けた取組が進行中

《飯館村》

【水稻】25年産から実証栽培を実施
(H25: 1.4ha, H26: 1.5ha, H27: 0.9 ha, H28: 1.2ha)
【野菜】28年産 出荷制限解除に向けた実証栽培(54a)

《川俣町(山木屋地区)》

【水稻】25年産から実証栽培を実施
(H25: 1.1ha, H26: 1.4ha, H27: 0.9 ha, H28: 1.6ha)
【花き】25年度からトルコギキョウの実証栽培を実施
26年度からリンドウの実証栽培を実施
26年度から震災前にトルコギキョウ栽培を行っていた農家全戸で栽培を再開
【野菜】出荷制限が解除(H28.3.27)

《葛尾村》

【水稻】27年産から実証栽培を実施(H27:1.2ha, H28:6ha)
【野菜】出荷制限が解除(H28.3.27)帰還困難を除く

《田村市(都路地区等)》

【水稻】25年産から作付を再開
(H25: 185ha, H26: 308ha, H27: 327ha, H28: 316ha)
【畜産】26年から都路地区的農家が肉用牛の飼養を再開
【野菜】出荷制限が解除(H25.3.29)

《川内村》

【水稻】25年産から実証作付を再開
(H25: 102ha, H26: 159ha, H27: 187ha, H28:193ha)
【そば】25年産から作付を再開
(H25: 92ha, H26: 86ha, H27: 70ha, H28:75ha)
【野菜】出荷制限が解除(H27.2.18)
【花き】25年度からトルコギキョウを実証栽培・販売開始
26年度からリンドウを実証栽培し、27年度から販売開始

平成28年7月12日時点

凡例

帰還困難区域
居住制限区域
避難指示解除準備区域

《南相馬市》

【水稻】25年産から実証栽培を実施(125ha)
26年産から作付を再開
(H26: 122ha, H27: 788ha, H28: 1,810ha)
【野菜】出荷制限が解除(H28.3.27)帰還困難を除く

《浪江町》

【水稻】26年産から実証栽培を実施
(H26: 1.26ha, H27: 1.4ha, H28: 2.3ha)
【花き】26年度からリンドウ等の実証栽培を実施
26年度からトルコギキョウ、27年度から リンドウを販売開始

《大熊町》

【水稻】26年産から試験栽培を実施(8a)

《富岡町》

【水稻】26年産から実証栽培を実施
(H26: 1.2ha, H27: 1.8ha, H28: 3ha)
【野菜】27年度からバレイショの実証栽培を実施(3a)
28年産 出荷制限解除に向けた実証栽培
(ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ)(2a)

《楢葉町》

【水稻】25年産から実証栽培を実施
(H25: 3.4ha, H26: 6.3ha, H27: 4.7ha, H28:19.5ha)
【花き】27年度からトルコギキョウ等を実証栽培・販売開始
【畜産】26年度から牧草の実証栽培を実施(30a)
【野菜】出荷制限が解除(H27.2.18)

《広野町》

【水稻】25年産から作付を再開
(H25: 110ha, H26: 156ha, H27: 163ha, H28:161ha)
【花き】26年度からコギク等の実証栽培を実施
25年度からキク、27年度からカンパニュラの販売開始

参考

農被災3県の主要業指標

【岩手県】

	単位	22年	23年	24年	25年	26年	27年
農業産出額	億円	2,287	2,387	2,476	2,433	2,352	
水稻(作付面積) 子実用	ha	56,400	54,500	54,600	55,400	55,000	51,400
大豆(作付面積) 乾燥子実	ha	4,420	4,370	4,150	4,000	4,020	4,260
4麦計(作付面積) 乾燥子実	ha	3,830	3,970	3,910	3,930	3,930	3,990
野菜(作付面積)	ha	5,774	5,606	5,496	5,273	5,046	
乳用牛(飼養頭数)	頭数	47,600	46,900	45,800	45,500	44,600	44,300
肉用牛(飼養頭数)	頭数	112,900	109,000	106,000	97,100	91,600	88,500
生乳生産量	t	225,627	209,076	224,761	223,525	217,928	
総農家数	戸	76,377					66,050
農業生産法人数	法人	274	274	278	283	293	319

資料:農林水産省統計部「作物統計調査」「野菜生産出荷統計調査」「畜産統計調査」 総農家数は2010・2015年農林業センサス(2015年は概数値)

農業生産法人数は東北農政局経営・事業支援部調べ

注: 4麦計は、小麦、大麦(二条大麦+六条大麦)及びはだか麦の計である。

野菜は主要野菜の作付面積(だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、なぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマンの合計)なお、平成26年は、たまねぎを含まない。

参考

【宮城県】

	単位	22年	23年	24年	25年	26年	27年
農業産出額	億円	1,679	1,641	1,810	1,767	1,629	
水稻(作付面積) 子実用	ha	73,400	66,400	70,200	72,200	71,100	66,700
大豆(作付面積) 乾燥子実	ha	11,100	9,720	9,040	9,540	10,000	11,100
4麦計(作付面積) 乾燥子実	ha	2,670	2,630	2,160	2,150	2,310	2,330
野菜(作付面積)	ha	4,794	4,459	4,395	4,347	4,299	
乳用牛(飼養頭数)	頭数	24,400	23,500	23,200	21,600	21,000	20,400
肉用牛(飼養頭数)	頭数	96,100	90,000	89,600	86,000	83,900	80,800
生乳生産量	t	134,092	117,368	128,190	125,989	120,971	
総農家数	戸	65,633					52,323
農業生産法人数	法人	196	196	217	218	254	271

資料:農林水産省統計部「作物統計調査」「野菜生産出荷統計調査」「畜産統計調査」 総農家数は2010・2015年農林業センサス(2015年は概数値)

農業生産法人数は東北農政局経営・事業支援部調べ

注: 4麦計は、小麦、大麦(二条大麦+六条大麦)及びはだか麦の計である。

野菜は主要野菜の作付面積(だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、なぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマンの合計)なお、平成26年は、ピーマンを含まない。

参考

【福島県】

	単位	22年	23年	24年	25年	26年	27年
農業産出額	億円	2,330	1,851	2,021	2,049	1,837	
水稻(作付面積) 子実用	ha	80,600	64,400	66,200	68,200	68,200	65,600
大豆(作付面積) 乾燥子実	ha	2,880	2,100	1,930	1,840	1,710	1,720
4麦計(作付面積) 乾燥子実	ha	482	466	270	263	260	X
野菜(作付面積)	ha	6,986	5,838	5,833	5,750	5,669	
乳用牛(飼養頭数)	頭数	17,600	17,100	14,800	14,300	13,600	12,600
肉用牛(飼養頭数)	頭数	78,200	74,200	58,100	56,600	54,700	52,600
生乳生産量	t	101,407	75,254	82,370	81,845	76,686	
総農家数	戸	96,598					75,306
農業生産法人数	法人	270	270	287	294	313	338

資料:農林水産省統計部「作物統計調査」「野菜生産出荷統計調査」「畜産統計調査」 総農家数は2010・2015年農林業センサス(2015年は概数値)

農業生産法人数は東北農政局経営・事業支援部調べ

注: 4麦計は、小麦、大麦(二条大麦+六条大麦)及びはだか麦の計である。

野菜は主要野菜の作付面積(だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、なぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマンの合計)。